

第 90 号 議 案

長崎県議会議員及び長崎県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令和 7 年 9 月 8 日

長 崎 県 知 事 大 石 賢 吾

長崎県議会議員及び長崎県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例

長崎県議会議員及び長崎県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例（平成 5 年長崎県条例第38号）の一部を次のように改正する。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
（目的） 第 1 条 この条例は、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第141条第 8 項、第142条第11項及び第143条第15項の規定に基づき、長崎県議会議員及び長崎県知事の選挙における法第141条第 1 項の自動車（以下「選挙運動用自動車」という。）の使用並びに法第142条第 1 項第 3 号及び第 4 号のビラ（以下「ビラ」という。）並びに<u>法第143条第 1 項第 5 号</u>のポスター（以下「ポスター」という。）の作成の公営に関して必要な事項を定めることを目的とする。 （ビラの作成の公費の支払） 第 9 条 県は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契	（目的） 第 1 条 この条例は、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第141条第 8 項、第142条第11項及び第143条第15項の規定に基づき、長崎県議会議員及び長崎県知事の選挙における法第141条第 1 項の自動車（以下「選挙運動用自動車」という。）の使用並びに法第142条第 1 項第 3 号及び第 4 号のビラ（以下「ビラ」という。）並びに<u>法第143条第 1 項第 4 号の 3 の個人演説会告知用ポスター（長崎県知事の選挙の場合に限る。）及び同項第 5 号</u>のポスター（以下「ポスター」と<u>総称する。</u>）の作成の公営に関して必要な事項を定めることを目的とする。 （ビラの作成の公費の支払） 第 9 条 県は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契

約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を超える場合には、当該各号に定める金額）に当該ビラの作成枚数（当該候補者を通じて、法第142条第1項第3号又は第4号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第7条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。

- (1) 当該ビラの作成枚数が5万枚以下である場合 8円38銭
- (2) 当該ビラの作成枚数が5万枚を超える場合 41万9,000円と5円62銭
 にその5万枚を超える枚数を乗じて得た金額との合計金額を当該ビラの作成枚数で除して得た金額（1銭未満の端数がある場合には、その端数は、1銭とする。）
 （ポスターの作成の公費の支払）

第13条 県は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を超える場合には、当該各号に定める金額）に当該ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて、当該選挙区（長崎県知事の選挙については当該選挙が行われる区域。以下同じ。）におけるポスター掲示場の数に2を乗じて得た数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第11条後段において準用する第2条ただし書に規定する

約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を超える場合には、当該各号に定める金額）に当該ビラの作成枚数（当該候補者を通じて、法第142条第1項第3号又は第4号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第7条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。

- (1) 当該ビラの作成枚数が5万枚以下である場合 7円73銭
- (2) 当該ビラの作成枚数が5万枚を超える場合 38万6,500円と5円18銭
 にその5万枚を超える枚数を乗じて得た金額との合計金額を当該ビラの作成枚数で除して得た金額（1銭未満の端数がある場合には、その端数は、1銭とする。）
 （ポスターの作成の公費の支払）

第13条 県は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を超える場合には、当該各号に定める金額）に当該ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて、当該選挙区（長崎県知事の選挙については当該選挙が行われる区域。以下同じ。）におけるポスター掲示場の数に2を乗じて得た数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第11条後段において準用する第2条ただし書に規定する

要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。 (1) 当該選挙区におけるポスター掲示場の数が500以下である場合 <u>586円88銭</u>に当該ポスター掲示場の数を乗じて得た金額に31万6,250円を加えた金額を当該選挙区におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。次号において同じ。） (2) 当該選挙区におけるポスター掲示場の数が500を超える場合 <u>30円73銭</u>にその500を超える数を乗じて得た金額に<u>60万9,690円</u>を加えた金額を当該選挙区におけるポスター掲示場の数で除して得た金額	要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。 (1) 当該選挙区におけるポスター掲示場の数が500以下である場合 <u>541円31銭</u>に当該ポスター掲示場の数を乗じて得た金額に31万6,250円を加えた金額を当該選挙区におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。次号において同じ。） (2) 当該選挙区におけるポスター掲示場の数が500を超える場合 <u>28円35銭</u>にその500を超える数を乗じて得た金額に<u>58万6,905円</u>を加えた金額を当該選挙区におけるポスター掲示場の数で除して得た金額
---	---

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条の改正規定は、令和8年1月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の長崎県議会議員及び長崎県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の規定は、前項に規定するこの条例のそれぞれの施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、当該施行の日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

（提案理由）

公職選挙法の一部を改正する法律（令和7年法律第20号）の公布及び公職選挙法施行令の一部を改正する政令（令和7年政令第200号）の施行に伴い、所要の改正をしようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。